

氏名（本籍地）	岡部 眞貴子（神奈川県）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
報告・学位記番号	甲第439号（甲（福）第61号）		
学位記授与の日付	平成30年3月25日		
学位記授与の要件	本学学位規程第3条第1項該当		
学位論文題目	罪を犯した高齢者の社会復帰支援のあり方 —地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査 とデンマークの実地調査から—		
論文審査委員	主査 教授	博士（社会福祉学）	秋 元 美 世
	副査 教授		野 村 豊 子
	副査 教授	博士（社会福祉学）	稲 沢 公 一
	副査 明治大学教授		平 田 厚

【論文の要旨】

今日、犯罪を繰り返し社会復帰ができていく高齢者の問題が社会的な注目を集めている。岡部眞貴子氏の論文『罪を犯した高齢者の社会復帰支援のあり方—地域生活定着支援センター職員へのインタビュー調査とデンマークの実地調査から—』は、何度も罪を繰り返し、社会復帰が出来にくい高齢者がいることを問題としてその社会復帰支援のあり方を検討し、有効な支援のあり方を考察することを目的としている。

再犯を繰り返す者に対しては、従来、刑事司法領域の更生保護として主に就労支援を中心として行われてきた。だが、現在、問題となっている窃盗等の罪を繰り返す高齢者は、従来の支援方法では、うまくいかないことが調査等により明らかになっている。国は、これらの問題への対応として、福祉的援助を中心とした刑事司法と社会福祉の連携事業を開始した。しかし、そこではさまざまな課題が存在しており、運営開始後、社会福祉、刑事司法、地方自治体、地域等、関係する機関や人から問題提起が行われている。そこに共通しているのは、支援に向けての共通認識や合意という基本的な部分の欠如である。例えば、支援に向けての刑事司法と社会福祉の目的や連携についての共通認識、罪を犯した高齢者と支援者の社会復帰の目的についての共有、国と地方自治体の支援についての合意、社会の人びとへの支援についての説明や納得等である。現在、これらの課題を具体的に明らかにし、実際の支援の場に活かすことが求められている。本論文の目的は、罪を犯した高齢者は福祉的支援が必要な人びとであるとの認識のもと、その支援は社会福祉の役割である

という立場から、社会復帰に向けてのより良い支援のあり方を明らかにすることである。

岡部氏の論文の構成は、以下の通りである。

序章

第一章 罪を犯した高齢者の実情

第二章 罪を犯した人の社会復帰に関連する制度・施策

第三章 罪を犯した人の社会復帰支援における司法と福祉の関り

第四章 罪を犯した高齢者の社会復帰支援

第五章 地域生活定着支援センターからの実態調査

第六章 海外の実地調査と文献調査から見た支援のあり方

終章 罪を犯した高齢者の社会復帰のあり方の考察

まず序章において、研究の背景や目的および研究方法などについて論じ上で、第一章で、「罪を犯した高齢者の実情」に関して、先行研究を基に、その実情を明らかにした。具体的には、罪を犯した高齢者の増加率や犯罪の要因と考えられているデータを示し、分析を行った。これらの分析から考えられる罪を犯した高齢者像は、一般に考えられているような攻撃性のある人物像ではなく、社会的弱者としての生活経験を送ってきて人であり、犯罪の要因は、個人的要因というより社会的な要因の影響が大きい。したがって、罪を犯した高齢者の社会復帰支援を考察する場合、これまでの罪を犯した高齢者の捉え方の変更や特性に合わせた制度・施策、社会資源が必要である。

第二章の「罪を犯した人への社会復帰に関連する制度・施策」では、第一章で明らかになった社会的弱者として的高齢者への社会復帰に必要とされるニーズ対応としての制度・施策の現状を確認した。現状の支援施策として、刑事司法からは「再犯防止推進法」、福祉施策からは、「生活困窮者自立支援法」と「地域包括ケア」を紹介し、それを実際に動かす地方自治体の機能、役割を確認した。

「再犯防止推進法」については、国と地方自治体による支援の責務を認めたことを評価したうえで、国の安全を重視したものになっていることを論じた。「福祉施策」については、罪を犯した高齢者が生活困窮者施策にも高齢者施策にも対象者として該当しながら、実態面ではどちらの施策からのサービスも受けられにくいことを示した。さらに司法と福祉の連携施策として、刑務所への受刑前の支援（入口支援）と受刑後の支援（出口支援）があることを紹介し、「出口支援」としては、厚生労働省と法務省の連携事業である「地域生活定着促進事業」が主に担っていること、他方、受刑によるデメリットや再犯罪を防止するためには、刑務所へ入らないため支援の必要性があり、現在、「入口支援」の重要性が高まっているが、課題として施策化されていないことなどを指摘した。

第三章は、「社会復帰支援における司法と福祉の関わり」として、刑事司法と社会福祉の関係性について理論的、歴史的に検討した。とりあげたのは、罪を犯した人の社会復帰支援を司法と福祉の双方の視点を持ち実践している「更生保護」と「司法福祉」である。そこから、司法の視点と福祉の視点の違いと協働の考え方について検討を加えた。結果として、司法と福祉には、そのよって立つ原理や原則、価値観の違いがあり、実際に協働して支援を行う場合は、双方の立場からの分析が必要であり、法の規範的解決と福祉実践である実体的解決の調整が必要であることが明らかになった。

第四章では、支援を検討するための基本的な情報や知見を整理した第一章から第三章までの内容を踏まえて、「社会復帰支援の課題」を明らかにする。課題については、当為的な視点と実態的な視点から見た課題が存在するが、まずこの第四章では、当為的視点から課題を明らかにしている。具体的には高齢者の立場に立った質の高いサービスの提供という規範的な実践の立場からの課題である。この点については、より良い福祉的实践を目指すための理論である「法とソーシャルワーク」の枠組みをもとに事例を分析、検討した。事例は、犯罪白書等に公表されている罪を犯した高齢者のものを利用する。事例の分類は、罪種とそれに対応する刑事司法と福祉の関わる程度によって分ける。ここから明らかになったことは、罪を犯した高齢者の社会復帰支援には、司法と福祉の関わりという観点から3種類の援助のタイプがあるということである。それは、①福祉的対応が主になるタイプ、②司法と福祉が協働して支援が行われるタイプ、③刑事司法の支援が主になるタイプであり、それぞれに課題があることが判明した。

第五章では、支援実態からみた課題について検討を加えた。社会的にバルネラブルな罪を犯した高齢者に福祉的支援を行っている「地域生活定着支援センター」の支援員から援助についての実際をヒアリングした。調査内容は、司法と福祉にまたがる領域で実践する支援者が、罪を犯した高齢者をどのように理解し、そしてどのような支援スタンスで社会復帰の目標を実現するのか、またその際、困難と感じていることは何かを半構造化面接により、聞き取りをした。語られていた内容は、①支援者の福祉的援助のスタンスと目標、②関係機関の連携の未整備とそれによる支援の困難性、③地域との関係づくりの難しさ、であった。

①の援助のスタンスと目標については、罪を犯した高齢者への直接的関わりによって生み出された「ひとりの高齢者としての支援」という価値観と生活再建である。だが、これは同時に、課題として支援者のジレンマとして示された。支援者は、福祉的価値観によって高齢者の権利擁護に重点をおく一方で、事業の目的である再犯防止、つまり、ある程度のパターナリスティックな関わりを通しての社会の保護の必要性との間で葛藤を持っている。

②関係機関の連携の未整備という部分では、第四章の課題と重なるものである。支援に関わる刑事司法、社会福祉、関係機関との連携体制が体系だっておらず、個別ケースごと

に支援者が連携を模索しているという実態がある。その結果は、社会資源の活用の障害となり援助が滞ったり、罪を犯した高齢者の再犯罪につながるという結果につながっている。

③地域との関係づくりの難しさという点は、罪を犯した高齢者が地域からの排除や孤立に直面し、支援の理解不足を経験したことから生み出されている。加えて、社会に理解促進を働きかけるための支援の価値や理念を持っていないことが地域との関係づくりの難しさにつながっていると考えられた。司法と福祉の間で社会に向けて発信する共通理念が必要なことが課題となって明らかになっている。

第六章では、より良い社会復帰支援の考察に先立って、参考となる取組みを整理した。本論文では、海外の先駆的取組みを参考とし、日本の現状と比較し検討を加えた。参考対象国は、刑事司法の社会復帰支援の先進国といわれる北欧のデンマーク、地域で罪を犯した人の生活支援を組織的に行い成功しているイタリア、高齢者の特性に合わせた処遇実践事例のあるドイツ、刑事司法の中に高齢受刑者への特則がつけられている韓国に着目し、実地調査と文献調査を行った。デンマークでは、実際に現地調査を行い、刑事司法と社会福祉の一元的支援の実態を確認する。そこでは、刑務所から地域生活までの一貫した支援体制が社会復帰に有効に機能していることが明らかになっている。この点に関しては、日本の課題として示されていた制度の縦割り、関係機関の連携未整備という課題解決の考察において参考になると考えられた。また、デンマークでは、罪を犯した人へもノーマライゼーションの考え方を適用し、市民との間で社会復帰支援の共通理念となっている。このことから、社会復帰支援が社会の安全を確保するためだけの目的ではなく、よりよい社会づくりのための社会理念となっていることが示されている。ドイツ、イタリア、韓国からの文献調査からは、高齢者の特性に合わせた援助や地域での共生の取組み等が今後の日本の罪を犯した高齢者への支援体制の考察に有用な資料が得られた。

最後に終章で、第四章、第五章から明らかになった社会復帰支援の課題を第六章の先駆的な海外実践と比較、検討しながら考察し、今後の日本の支援に必要なものを示した。考察のポイントになるのは、①社会復帰支援についての共通価値や基盤の必要性、②支援機関の包括的連携体制の必要性、③罪を犯した高齢者支援についての社会的合意にむけた理念の必要性の3点である

日本と海外の取組みの中で、大きく異なる点として、地域住民の犯罪者への理解の違いがある。デンマークでは、支援機関がリスクも視野にいれながら、国民とのコンセンサスを重視して慎重に社会復帰支援策を進めている実践がある。その考え方の中心は福祉的理念としてのノーマライゼーション理念に基づいた「共生」・「統合」という価値観や人間観が中心になっている。日本でも、罪を犯した人と社会との関係を「共生」として、その理念が提示されている。だが、その具体的議論は行われてはおらず、罪を犯した人との共生については、地域から納得は得られていない。罪を犯した高齢者を保護の対象として支援

するだけでなく、同じ社会の一員として、双方の義務と責任を議論し、社会的合意を目指すことが必要だと考えられる。

【評価】

以上紹介してきた岡部論文について評価すべき点は以下の通りである。

まず、高齢犯罪者の社会復帰支援という今日的テーマについて正面から考察を加えようとしている点である。今日、受刑者の中に高齢や障害などの理由から福祉的支援を必要とする者が多数存在していることは、たびたびマスコミなどでも紹介されているが、これに併存する問題として、出所後の彼らにどう関わっていくかということが注目されている。岡部論文の指摘にあるように彼らが適切な福祉支援を得られないことから、再び罪を犯すことがかなり見られるのである。もちろんこうした支援の必要性は従来から認識されていたものではあるのだが、そこには福祉的な視点から発する社会復帰支援と、犯罪抑制や社会防衛といった要素を含む再犯防止という異質な2つの観点を調整するという困難な問題が介在しており、理論的にも実践的にも対応が難しい課題だったのである。岡部論文は、こうした調整困難な問題の構造について調査などにより実証的に考察を加えた上で、海外で行われている取り組みなども参照しながら問題解決のための方向性を提示できている。そこで重視されたことは、援助する側とのかかわりでは、罪を犯した高齢者をひとりの人間として見ることであり、本人とのかかわりではその自尊感情を高めることである。こうしたことは必ずしも特段に新規性のあることとは言えないのかもしれないが、岡部論文の意義は、調査などを通じて説得力のある内容でもってそうした方向性の提示に成功している点にある。とりわけ、職員のジレンマと言えるような支援の困難性や課題に関して半構造インタビューとともに日常の会話から有益な知見を導き出している点は評価できるといえよう。

なお、出所者への支援という問題を扱うこのテーマは、当事者本人のプライバシーの問題もあり、研究倫理的にも扱いの難しさが伴わざるを得ないものだが（とりわけインタビュー調査など）、岡部論文は、本人にではなく支援者へのインタビューというやり方でそうした問題を乗り越えている。こうした点も評価すべき点であろう。

また、この分野は専攻業績が少なく、ややもすると自己のフィールドの議論だけを行って終わりにするという傾向が見られがちだが、岡部論文の場合、ニュートラルな視点から丁寧に考察しようとしており、この点は評価できるとの指摘が審査の過程であったことも付言しておきたい。

以上のように岡部論文には、多くの評価できる点を認めることができるが、審査委員会では同時に以下のような課題もあるとの指摘がなされた。

まず、認知症高齢者の犯罪は、微罪処分（窃盗など）、不起訴（責任能力への疑問など

から)が多く、再犯防止の法制度の枠外に置かれることが多い。司法福祉という枠組みだけでは考察範囲が狭くなってしまわないかという点である。また上記のような認知症高齢者の場合には、地域における高齢者支援の制度と犯罪高齢者の支援とをつなぐ仕組みが求められる。実践的にそうした展開が見られることは岡部論文で指摘されているところであるが、実践論での対応には限界がある。法務省管轄と厚生労働省管轄という縦割りの行政システムを見直す制度論まで含めた検討が必要なのではないかといった点も指摘された。しかしながらこれらの指摘は、著者の今後の課題として取り扱われるべき事項であり、審査委員会でもこれらが本論文の評価を損なうものではないことが確認された。

【審査結果】

以上、学位審査委員会における議論を要約したところであるが、審査委員会は厳正かつ公平な審査の結果、全員一致で、岡部真貴子氏の論文「罪を犯した高齢者の社会復帰支援のあり方ー地域生活定着支援センター職員のインタビュー調査とデンマークの実地調査からー」は、博士(社会福祉学)の学位を授与するに値する水準ならびに内容をもつ論文であるとの判断に達したので、ここにその旨報告する。